

返戻金制度

候補者が、勤務開始日から3ヶ月以内に甲から雇用契約を終了された場合、または自己都合により退職した場合は、報酬の50%を払い戻すものとする。

雇用契約終了日から5営業日以内に、候補者の雇用契約終了の事実、雇用契約終了日及びその理由を書面で通知するものとする。